

特定工場新設（変更）届出書の作成方法について

I 届出制度の概略

- 1 特定工場とは
製造業（物品の加工修理を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力、地熱、大鵬耕発電所は除く）に属する事業所であって、敷地面積が 9,000 ㎡以上又は建築面積が 3,000 ㎡以上であるものをいいます。
- 2 届出義務等
 - ① 特定工場を新設し又は変更しようとするときは、原則として工事着手の 90 日前までにあらかじめ、その旨の届出をしなければなりません。ただし、実施制限期間の短縮申請により、審査に要する期間（30 日程度）まで短縮される場合があります。
 - ② 必要な届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合等については、罰則の定めがありますから注意してください。
- 3 新設、変更等
 - (1) 新 設（様式第 1、上記の実施制限期間の短縮を申請する場合には様式 B）
 - ① 特定工場用地の造成、土盛り等を含みます。
 - ② 非特定工場が用途変更、規模の拡大により特定工場に該当することとなる場合を含みます。
 - (2) 変 更（様式第 1、上記の実施制限期間の短縮を申請する場合には様式 B）
 - ① 敷地面積の変更。（移転登記等の 90 日前までに届出を必要とします。）
 - ② 生産施設面積の変更。（スクラップ&ビルドを含む。）ただし面積の減少のみの場合は届出を要しません。
 - ③ 緑地、緑地以外の環境施設の面積の変更。（配置換えも含む。）ただし、面積の増加のみの場合、面積の減少を伴わない移設であって周辺の地域の環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合及び 10 ㎡以下の面積の減少であって保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合は届出を要しません。
 - ④ 生産施設の修繕（パイプ・壁・屋根の取換え等）により 30 ㎡以上面積が増加する場合は必要とします。
 - ⑤ 製品の変更
 - (3) そ の 他
 - ① 法人名、本社所在地の変更。（事後届出、様式第 2）
 - ② 合併、譲受、相続等による地位の承継。（事後届出、様式第 3）※ 以上に該当するときは事前に照会してください。

4 準 則

特定工場に対しては「工場立地に関する準則」によって、工場と周辺地域の調和を図るための拠るべき基準として次のような規制があります。

- (1) 生産施設面積の敷地面積に対する割合が、下表に定める割合以下であること。（兼業の場合は、事前に照会して下さい。）

業 種 の 区 分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
1 種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	1 0 0 分の 3 0
2 種	伸鉄業	1 0 0 分の 4 0
3 種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	1 0 0 分の 4 5
4 種	鋼管製造業及び電気供給業	1 0 0 分の 5 0
5 種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	1 0 0 分の 5 5
6 種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	1 0 0 分の 6 0
7 種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	1 0 0 分の 6 5

- (2) 緑地面積の敷地面積に対する割合は、地域準則が定められるまで 20%以上であること。
- (3) 緑地及び緑地以外の環境施設面積（以下「環境施設」と総称します。）は、地域準則が定められるまで 25%以上であること。
- (4) 緑地以外の環境施設は緑地によって代替できますが、その逆はできません。
- (5) 環境施設の配置については、敷地面積の 15%以上に相当するものを敷地の周辺部に配置してください。「敷地周辺部」については「届出書及び添付書類の記載方法」の V の 11 を参照して下さい。

II 届出必要書類

届出の区分	届出書	添付書類等
新設の届出 (法第6条第1項)	(1)特定工場新設(変更)届出書 (様式第1、様式B) (2)特定工場における生産施設の面積 (別紙1) (3)特定工場における緑地及び緑地以外の環境施設の面積及び配置 (別紙2) (4)工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置 (別紙3) ※法第4条第1項第3号イに規定する工業団地特例が適用される工業団地内に設置する場合に限る。 (5)工業集落地の特例に係る緑地等の配置 (別紙4) ※工業集落地の隣接緑地等として認められる場合に限る。	(1)事業概要説明書 (様式例第1) (2)生産施設、緑地、環境施設、その他の主要施設の配置図 (様式例第2) (3)特定工場用地利用状況説明書 (様式例第3) (4)工事の日程を説明した書類 (様式例第4) (5)工業団地内の工場敷地、共通施設、公共道路その他の主要施設の配置図 ※左欄(4)に該当する場合に限る。 (6)隣接緑地等の配置図 ※隣接緑地として認められる場合に限る。
変更の届出 〔既存工場で昭和49年6月29日以降、最初の変更を行う場合 (一部改正法附則第3条第1項)〕	上の欄に同じ	上の欄に同じ
変更の届出 〔上記新設・変更の届出をした工場で、その後に変更をする場合 (法第8条第1項)〕	(1)特定工場新設(変更)届出書(様式第1又は様式B) (2)特定工場新設(変更)届出書の作成方法のIの3の(2)の変更要件を参照すること。	(1)上の欄の(1)、(2)、(5)のうち変更に係るもの (2)工事の日程を説明した書類 (様式例第4)
氏名等の変更届 (法第12条第1項)	○氏名(名称・住所)変更届出書(様式第2)	
合併、譲受、借受、相続等による地位の継承 (法第13条第3項)	○特定工場承継届出書(様式第3)	(1)承継者は、変更の届出が必要となる場合がある。 (2)被承継者が、特定工場を廃止する場合は廃止届出書が必要である。
廃止の届出	○特定工場廃止届出書	

- ※ 法人代表者(特定工場の長が法人代表者から委任を受けて届出をしている場合にあっては、委任者・受任者の双方又は一方)の変更及び住所表示の変更は、届出を要しません。
- ※ 代理人が届け出る場合は、代表者の委任状(様式例第5)が必要です。ただし、委任者・受任者のどちらにも変更がない場合には、新たに作成する必要はありませんので、前回届出の際の委任状(写し)を添付してください。

III 届出書のあて先、提出先及び部数

あて先は、美作市長とし、1部提出すること。
提出先は、〒707-8501 美作市美来1番地 美作市役所 産業政策部 商工政策課
メールアドレス sangyo@city.mimasaka.lg.jp

IV 作成上の一般的注意事項

- 1 届出書及び添付書類は、面積を算出する場合は投影法による水平投影面積を測定し、面積は1の位まで記載し、小数点以下を切り捨ててください。(生産施設、緑地等の面積についても同様)
- 2 届出書及び添付書類は、日本工業規格A4版とし、やむを得ずA4版以外の規格の図面や用紙を用いる場合には、A4版の大きさに折込んでください。
- 3 届出事項を記載するにあたって、既定の用紙に書ききれないときは、当該事項の様式に準じて作成した補助紙を用いてください。この場合には、合計欄は補助紙の末尾に設けてください。
- 4 「新設」の場合は、各様式中「変更後」の欄へ、「変更」の場合は、「変更前」及び「変更後」の欄へ記入してください。

- 1 特定工場の新設・変更の工事等の着手は、それぞれの届出が受理された日から 90 日間は制限されていますが、届出の内容が、工場立地法第 9 条の勧告の要件に該当しないと認められる場合について、制限期間を短縮できることとなっています。
- ① 実施制限期間の短縮は届出者から申請し、受理権限者がこれを承認することによって行います。
- ② 申請書例は様式 B のとおりです。また、「特定工場の新設（変更）の趣旨説明書」の(2)の欄の下部に期間短縮の理由を記入してください。

Ⅶ お問い合わせ先

美作市 産業政策部 商工政策課

〒707-8501

美作市美来1番地

電話0868-72-6695 FAX0868-72-2642

Ⅷ その他（罰則条項）

第16条 次の各号に該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 第6条第1項、第7条又は第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第10条第1項の規定による命令に違反した者

第17条 第11条第1項の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第18条 第15条の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第20条 第12条又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。